

○財務省告示第三百六十六号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十三年十月二十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記号
利付国庫債券（十年）（第二百八十六回、第二百九十一回、第二百九十五回、第三百回及び第三百十一回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十三回、第五十五回、第五十七回、第五十九回、第六十回、第六十一回、第六十二回、第六十九回及び第八十七回）

二 発行の根拠
特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項

三 振替法の適用等
社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法
振替機関は日本銀行とする。その適用を受けるものとし、その利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行

五 募入決定の方法
各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。

十四 利 子

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に、各支払期において、次の算式に、算出された金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

各発行対象国債の額面金額×各発行対象国債の利率／100×1／2

十五 償還金の期限

償還金の期限
償還金の期限
償還金の期限

(別表のとおり)
額面金額は、発行時において、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

第十号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期と、式に、各支払期において、次の算式に、算出された金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(次号において規定する期日について同じ)。

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額 （額面金額）
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	一・三%	平成二十三年十月二十九日	九百十四億円
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	一・五%	平成二十三年十月二十九日	七十五億円
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	一・五%	平成二十三年十月二十九日	三十二億円
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	〇・八%	平成二十三年十月二十九日	二百八十五億円
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	二・一%	平成二十三年十月二十九日	二億円
（利付） （第十回） （二十年） （庫） （債） （券）	二・〇%	平成二十三年十月二十九日	二十三億円

（別表）

十八 象 国債の 平均値
 元 利回り
 利 金の支
 払 場所
 入 札参加
 者
 十九 財務大臣から通知を受けた者
 二十 平成二十三年十月二十七日
 払込期日

（（利 第二付 八十国 十年庫 七）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 二）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 一）債 回 券 ）	（（利 第二付 六十国 十年庫 回）債 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 九）債 回 券 ）	（（利 第二付 五十国 十年庫 七）債 回 券 ）
二 ・ 二 %	二 ・ 一 %	○ ・ 八 %	一 ・ ○ %	一 ・ 四 %	一 ・ 七 %	一 ・ 九 %
日年平 三成 月三 二十八	日年平 三成 月三 二十六	日年平 六成 月三 二十五	日年平 三成 月三 二十五	十年平 日十成 二三月 月十四 二十四	十年平 日十成 二三月 月十四 二十四	日年平 六成 月三 二十四
七 十 八 億 円	九 十 二 億 円	六 十 一 億 円	二 百 五 億 円	億二 百三 十九	九 十 九 億 円	二 百 四 億 円